

平成 25 年 3 月 19 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

平成 24 年度診療報酬改定における注意喚起について

平成 24 年度診療報酬改定において、経過措置として一定の準備期間をもって実施される項目のうち、下記の項目について平成 25 年 4 月 1 日より施行となるため、別紙のとおり厚生労働省保険局医療課より、注意喚起をする事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【平成 25 年 4 月 1 日施行】

1. A000 初診料の注 2 及び A002 外来診療料の注 2

紹介率が 40%未満かつ逆紹介率が 30%未満の特定機能病院及び 500 床以上の一般病床を有する地域医療支援病院（紹介率等の低い保険医療機関等）において、他の保険医療機関等からの文書による紹介なしに受診した患者については、平成 25 年 4 月 1 日以降、A000 初診料（270 点）・A002 外来診療料（70 点）の算定に代えて、A000 初診料の注 2（200 点）・A002 外来診療料の注 2（52 点）を算定する取扱いとなる。

なお、紹介率等の低い保険医療機関等は、紹介率及び逆紹介率の割合について、毎年 10 月に地方厚生（支）局長へ報告することとなっており、平成 24 年 10 月に最初の報告が行われている。

2. A224 無菌治療室管理加算

無菌治療室管理加算は、医療の実態にあわせた施設基準として、下記のとおり設定された。

改定前	改定後
<p>A224 無菌治療室管理加算（1日につき） 3,000点</p> <p>【施設基準】</p> <p>① 滅菌水の供給が常時可能であること。</p> <p>② 室内の空気清浄度が<u>クラス1万以下</u>であること。</p>	<p>A224 無菌治療室管理加算（1日につき）</p> <p>1 無菌治療室管理加算1 3,000点</p> <p>2 無菌治療室管理加算2 2,000点</p> <p>【施設基準】</p> <p>1 無菌治療室管理加算1</p> <p>① <u>個室であること。</u></p> <p>② 滅菌水の供給が常時可能であること。</p> <p>③ 室内の空気清浄度が、<u>無菌治療室管理の際に、常時 ISO クラス6以上</u>であること。</p> <p>④ <u>室内の空気の流れが一方向であること。</u></p> <p>2 無菌治療室管理加算2</p> <p>① 滅菌水の供給が常時可能であること。</p> <p>② 室内の空気清浄度が、<u>無菌治療室管理の際に、常時 ISO クラス7以上</u>であること。</p>

平成24年3月31日において無菌治療室管理加算を算定することができる無菌治療室であって、同年4月1日以降に無菌治療室管理加算2の届出を行っている無菌治療室については、平成25年3月31日までの間、無菌治療室管理加算1の施設基準を満たしているものとされていたところですが、平成25年4月以降、引き続き無菌治療室管理加算1を算定する場合には、新たに無菌治療室管理加算1の届出が必要となり、届出がない場合、無菌治療室管理加算2の算定となる。

3. A300 救命救急入院料

救命救急入院料1及び3については、重篤な救急患者に対する救命救急医療を必要な設備だけでなく、適切な看護配置のもとで提供している医療機関が当該特定入院料を算定できるよう、看護配置基準の要件の明確化を行うとして、施設基準において「当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上であること。」と要件設定された。

これについては、経過措置として、平成24年3月31日において、救命救急入院料1又は3を算定することができる治療室については、平成25年3月31日までの間、看護配置基準の要件を満たさない場合であっても、当該入院料を算定することができることとされていたところですが、平成25年4月以降、救命救急入院料1又は3を算定する場合、新たに届出が必要となり、届出がない場合、救命救急入院料1又は3を算定することができなくなる。

事 務 連 絡
平成25年3月18日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における注意喚起について

平成24年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年3月5日厚生労働省告示第76号）による改正後の別表第一の規定の一部について、平成25年4月1日から施行となるため、下記の取扱に遺漏のないよう宜しくお願いいたします。

記

1. A000初診料の注2及びA002外来診療料の注2

紹介率が40%未満かつ逆紹介率が30%未満の特定機能病院及び500床以上の一般病床を有する地域医療支援病院において、他の保険医療機関等からの文書による紹介なく受診した患者については、平成25年4月以降、A000初診料の注2又はA002外来診療料の注2の所定点数を算定する取扱いとなる旨、関係者へ周知すること。

（平成24年9月7日付け事務連絡「平成24年度診療報酬改定における注意喚起について」参照）

2. A224無菌治療室管理加算

平成24年3月31日において無菌治療室管理加算を算定することができる無菌治療室であって、同年4月1日以降に無菌治療室管理加算2の届出を行っている無菌治療室については、平成25年3月31日までの間、無菌治療室管理加算1を算定可能とされたところである。

これについては、平成25年4月以降において、無菌治療室管理加算1を算定する場合、新たに無菌治療室管理加算1の届出が必要となり、届出がない場合、無菌治療室管理加算2の算定となる旨、関係者に周知すること。

なお、当該施設基準の届出を受理した場合は、届出の提出者に対して届出の副本に受理番号を記載し通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。

3. A300救命救急入院料

平成24年3月31日において救命救急入院料1又は救命救急入院料3を算定することができる治療室については、平成25年3月31日までの間、「当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上であること。」との要件を満たさない場合であっても、当該入院料を算定可能とされたところである。

これについては、平成25年4月以降において、救命救急入院料1又は救命救急入院料3を算定する場合、新たに届出が必要となり、届出がない場合、救命救急入院料1又は救命救急入院料3を算定できないこととなる旨、関係者に周知すること。

なお、当該施設基準の届出を受理した場合は、届出の提出者に対して届出の副本に受理番号を記載し通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。

4. A312精神療養病棟入院料の注4に掲げる重症者加算

精神療養病棟入院料の注4に掲げる重症者加算1については、平成25年3月31日までは施設基準の要件を満たしているものとみなし、当該加算の算定が可能とされたところである。

これについては、平成25年4月以降において重症者加算1を算定する場合、新たに届出が必要となり、届出がない場合、重症者加算1を算定できないこととなる旨、関係者に周知すること。

なお、当該施設基準に係る届出の受理番号については、「重症者1」とするので、届出を受理した場合は、届出の提出者に対して届出の副本に受理番号を通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。